

香教連・名單組行 事の様子、御案内

「令和の日本型学校教育」の構築と
「教職員の働き方改革」推進のために



香教連は、十一月十二日(木)十四時より、県庁北館四階四〇三会議室において、香川県教育委員会との予算要望を行った。香教連から北村顕吾委員長、村松宏晃事務局長、山田昭広執行委員、谷真里執行委員、那須将弘執行委員の五名が出席した。県教委側は工代祐司教育長様をはじめ、十一名が対応してくださった。

主な要望内容は、「小学校においてより充実した教育活動を行うため、教科担任制導入を見越しての専科教員の拡充」「来年度からの段階的な導入を目指している、小・中学校の一学級三十人以下の少人数学級実現に向けての必要な財政措置の検討」「GIGAスクール構想」の実現において、地域によって差異が発生することが無いよう、市町教育委員会との連携による確実な環境整備」「ICTによる業務の効率化を図るとともに、指導要録等各様式の電子化・統一化等を含め県下で共通化された業務に取り組むことができるようにするための環境整備」などを要望した。

原田智義務教育課課長様、白井道代総務課課長様からは、各重点項目について現段階での状況や来年度以降の方向性など、具体的に回答をいただくことができた。また、会の最後に工代祐司教育長様より、「GIGAスクール構想については、環境整備とあわせて先生方のスキルアップ研修会の設定や各市町に對して必要な助言や情報提供の支援等を行い、来年度から有効的に活用できるよう、全ての校種においてICTを活用した教育の一層の推進に取り組んでまいりたい。また、業務の効率化を図るためにの統合型校務支援システムの共通化についても、引き続き、各市町と連携して早急に実現することができるよう取り組んでまいりたい。そのためにも貴重な現場の意見を継続して挙げていただくとともに、互いに協力して教職員の働き方改革を進めていきたい。コロナ禍の中、また社会情勢が目まぐるしく変化する中、先生方が現場で大変御苦労されていい今日、今後も現場の声をしっかりと聴かせていただき、よりよい教育環境づくりに努めていきたい」とお言葉いただいた。



県人事委員会、 「月例給の改定なし」報告

香川県人事委員会は十一月十二日、「令和二年、職員の給与に関する報告」を行った。本年の給与に関する報告のポイントは次の通りである。

○ 今回のポイント

月例給の改定なし

① 民間給与との比較

一五一民間事業所の個人別給与を実地調査

(八七・四%)

② 月例給(平均給与月額)の比較

民間給与との較差(△一九八円 △〇・〇五%)

○県職員給与(行政職)
三六二・六七三円

(注) 一 平均給与額とは、所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等以外の全ての給与の平均月額をいう。

二 民間給与は、四月分給与について令和二年職種別民間給与実態調査を実施し、その結果に基づき、役職段階、学歴及び年齢を県職員と対応させて算出したものである。

三 民間給与との比較に用いた県職員の平均年齢は四三・七歳で、平均経験年数は二一年である。

○ 小学校	・	・	受験者数	・	四〇五人
○ 中学校	・	・	受験者数	・	三六六人
○ 養護教諭	・	・	受験者数	・	八二人
○ 栄養教諭	・	・	受験者数	・	一三人
○ 合格者数	・	・	合格者数	・	八〇人

令和三年度教員採用選考試験 第一次試験の結果

第二次選考試験の結果が発表された。合格者数は左記の通りである。



給与改定等に関する事項について

一 昇給制度【令和三年一月から実施】

若年層の改善(対象…教員)
二十歳前倒しし、二十六歳時昇給(十二号給)の実施時期を一

歳前倒しし、二十六歳時昇給とする。

※ 令和二年一月から毎年一歳ずつ前倒しし、最

終的に二十三歳時昇給とする。

※ 令和二年一月から五年程度をかけて順次付与

高齢層の改善(対象…行政職)の追加
五十四歳時昇給(十二号給)の追加

二 臨時的任用職員及び育休任期付職員の初任給の上限号給【令和三年四月から実施】

① 高校教育職給料表適用者
現行一一九三(二九七・九〇〇円)を
一一一二一(三一九・三〇〇円)に引上げ

② 小中学校教育職給料表適用者
現行一七八五(二八七・二〇〇円)を
一一一〇五(三〇一・六〇〇円)に引上げ

※ 令和二年四月から段階的に引上げ、最終的に
令和二年四月に給与表の最高号給まで引上げ
(上限を撤廃)